

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

3

◇ 規 則

- 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団課】
- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】

5

6

◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】

7

8

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、課税標準額の上昇幅を評価額の2.5パーセントとすることにしました。
- 2 条例において引用する地方税法の条項ずれ等を改めることにしました。
この条例は、令和4年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額を7万5,290円に引き上げること
にしました。
- 2 随時介護を要する状態の者に係る介護補償について、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額を3万7,600円に引き上げること
にしました。
この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

法人の市民税の更正（決定）通知書に税額控除超過額相当額の加算額の記載欄を設けることにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第9条の2第3項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第9条の3第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第11条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

付則第18条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

付則第20条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5条 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6条 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の常時介護を要する状態の（2）の項中「7万3,090円」を「7万5,290円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「3万6,500円」を「3万7,600円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第17号様式（表）中

課税標準額 (法人税額)	円
分割基準	人
2以上の市町村に 事務所又は事業所 を有する法人の課 税標準額	
税率	/100
法人税割額	
特定寄附金 税額控除額	

を

課税標準額 (法人税額)	円
分割基準	人
2以上の市町村に 事務所又は事業所 を有する法人の課 税標準額	
税率	/100
法人税割額	
特定寄附金 税額控除額	
税額控除超過額 相当額の加算額	

に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17号様式（表）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に終了する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

北九州市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション ドローム母原 北九州市小倉南区大字母原777番地	株式会社華巖 代表取締役 華山龍次 北九州市小倉南区大字母原777番地	身体障害者	4017700941

2 廃止年月日

平成30年3月31日

北九州市告示第161号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
ルンビニー保育園	一時預かり事業	北九州市門司区大積837番地	社会福祉法人如心会	令和4年3月28日
リアンはなお保育園	一時預かり事業	北九州市八幡東区祇園一丁目5番1号	社会福祉法人真祐会	令和4年4月1日
I C H I G O	一時預かり事業	北九州市八幡西区里中二丁目17番4号	社会福祉法人薫風会	令和4年3月28日
S A K U R A N B O	一時預かり事業	北九州市八幡西区大字本城3383番地1	社会福祉法人薫風会	令和4年4月1日
てんらいじほいくえん	一時預かり事業	北九州市戸畑区菅原一丁目5番7号	社会福祉法人いわき福社会	令和4年3月28日

北九州市公告第 203 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 4 年 4 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区上上津役二丁目 8 2 2 番 4、8 2 7 番 1、8 2 7 番 2、8 2 8 番 1、8 2 8 番 2 及び無番のうち	福岡市博多区吉塚三丁目 7 番 2 7 号 松岡孝一 松岡幸子